

# 食品安全委員会第 254 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 9 月 11 日（木） 13:59～15:21

2. 場所 委員会大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について (P. 3)

・農薬 2 品目 (ポジティブリスト制度関連)

①アジンホスメチル②プロパクロール (厚生労働省からの説明)

・かび毒 総アフラトキシン (厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく報告及び委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について (P. 7)

・器具・容器包装 カドミウム及び鉛 (厚生労働省からの説明)

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について (P. 10)

・農薬「アセキノシル」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ピリブチカルブ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604」に係る食品健康影響評価について

(4) リスクコミュニケーション専門調査会からの報告について (P. 13)

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成 20 年 8 月分) について (p. 17)

(6) その他 (P. 18)

## 4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

國枝基準審査課長、廣田消費流通課長

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勸告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

## 5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 「アジンホスメチル」及び「プロパクロール」の食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1 - 3 食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について
- 資料 2 食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく報告及び委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について〈器具・容器包装 カドミウム及び鉛〉
- 資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈アセキノシル〉
- 資料 3 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピリブチカルブ〉
- 資料 3 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604〉
- 資料 4 リスクコミュニケーション専門調査会からの報告について
- 資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 8 月分）について
- 資料 6 - 1 食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催について
- 資料 6 - 2 食品健康影響評価技術研究運営委員会構成員
- 資料 7 「我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状について」の変更点
- 資料 8 - 1 消費者安全情報総括官について
- 資料 8 - 2 消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱

## 6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 254 回会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から國枝基準審査課長に御出席いただいております。後ほど農林水産省から、廣田消費流通課長にも御出席いただく予定となっております。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第 254 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちましては、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 15 点でございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料 1 - 2 及び 1 - 3。

資料 2 が「食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく報告（器具・容器包装のカドミウム及び鉛）」。

資料 3 - 1 及び資料 3 - 2 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 3 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604）」。

資料 4 が「リスクコミュニケーション専門調査会からの報告について」。

資料 5 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 20 年 8 月分）について」。

資料 6 - 1 が「食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催について」。

資料 6 - 2 が「食品健康影響評価技術研究運営委員会構成員」。

資料 7 が「『我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状について』の変更点」。

資料 8 - 1 が「消費者安全情報総括官について」。

資料 8 - 2 が「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」、また、「三笠フーズ（株）による事故米穀の不正規流通」に関する資料が追加されております。

不足の資料等ございませんでしょうか。

<b>（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について</b>
--

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、厚生労働大臣から 9 月 3 日付けで、農薬 2 品目及びかび毒総アフラトキシンについて、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の國枝基準審査課長より説明をお願いいたします。

◆國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。まず、資料 1 - 2 を

御覧いただきたいと思います。

「『アジンホスメチル』及び『プロパクロール』の食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価について」でございます。これら 2 農薬につきましては、農薬等のポジティブリスト制度導入に当たりまして、いわゆる暫定基準値を設定したものでございます。今般、評価に必要な資料が収集できたということで、食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

まず、アジンホスメチルでございますけれども、本薬は殺虫剤でございますして、有機リン系のものでございます。アセチルコリンエステラーゼを阻害するにより殺虫効果を発揮するものでございます。

ポジティブリスト制度の導入に際しまして、国際基準及び海外基準（米国、豪州、カナダ、EU 及びニュージーランド）を参考に、新たな基準を設定しております。国内での登録はなされておられません。

国際的には JMPR における毒性評価では、ADI として 0.005mg/kg 体重/日と設定されているものでございます。

次に、プロパクロールでございますけれども、本薬は除草剤でございます。アセトアニリド系の除草剤ということで、細胞伸長等を阻害することで、効果を発揮するというものでございます。ポジティブリスト制度導入に際しまして、海外基準（米国及び豪州）を参考に新たな基準を設定したものです。日本での登録はございません。

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

「3. 今後の方向」ということでございますけれども、食品安全委員会での評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会において、これらの農薬の食品中の残留基準設定等を検討することとしております。

続きまして、資料 1 - 3 を御覧いただきたいと思います。

「食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について」でございますが、「経緯」に書いてございますように、我が国では、アフラトキシン B<sub>1</sub> につきましては、これを検出した食品については、食品衛生法第 6 条第 2 号に違反するということで規定されているところでございます。

他方、コーデックス委員会におきましては、木の実へのアフラトキシンの規格策定の動きなどもございましたので、平成 16 年度から、厚生労働省では、厚生労働科学研究費等で食品中のアフラトキシンについての調査研究を行ってきたところでございます。

これらの調査研究の結果を踏まえまして、本年 7 月 8 日に開催されました薬事・食品衛

生審議会食品衛生分科会食品規格部会におきまして、第1点としては、落花生については、アフラトキシンB<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、G<sub>1</sub>及びG<sub>2</sub>の複合汚染が増加しているということ。

2番目として、我が国で流通する落花生においてアフラトキシンB<sub>1</sub>よりG<sub>1</sub>の汚染濃度が高い場合があるということ。

3番目として、我が国は、木の実の輸入国であるということにかんがみまして、現在の規制に加えて、今後、落花生及び木の実、アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオですけれども、これらについて、コーデックス規格と同様に、総アフラトキシンの規格基準設定を検討するとの結論を得られました。こういったことで、食品安全基本法に基づきまして、食品安全委員会に食品中の総アフラトキシンの食品健康影響評価を依頼するものでございます。

「依頼物質の概要」でございますが、アフラトキシンは、*Aspergillus. Flavus*、*Aspergillus parasiticus*、*Aspergillus. nomius*等が産生するかび毒でありまして、*Flavus*はアフラトキシンB<sub>1</sub>及びB<sub>2</sub>、*parasiticus*及び*nomius*はアフラトキシンB<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、G<sub>1</sub>及びG<sub>2</sub>を産生することで知られています。

アフラトキシンの毒性については、IARC（国際がん研究機関）ではグループ1（人に対して発がん性を示す）としております。

1997年のJECFAでの評価においては、許容摂取量は示されず、「摂取は合理的に達成可能な値にまで低減されるべき」とのコメントがされています。

なお、総アフラトキシンは、アフラトキシンB<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、G<sub>1</sub>及びG<sub>2</sub>の合算を指します。

「3. 今後の方向」としては、食品安全委員会での評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会において、食品中の総アフラトキシンの規格基準の設定について検討を行う予定としております。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

◆廣瀬委員 資料1-3のアフラトキシンに関してですけれども、コーデックスでは現在、直接消費用の落花生あるいは木の実と加工用のものについて、別々に総アフラトキシンの基準を設けていると思っておりますけれども、今回の諮問では、単に落花生・木の実になっておりますが、直接消費用のあるいは加工用の区別はしないわけですか。

◆**國枝基準審査課長** 今、先生からお話がありましたように、コーデックスの規格で定められているものとして、落花生、加工原料用の落花生と、直接消費用の木の実ということで、アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ。それから、加工用の木の実として、アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ。それから、これはM<sub>1</sub>ですけれども、乳で定められておまして、今回はこのトータルで定められている加工原料用の落花生、それから直接消費用の木の実、加工用の木の実ということを考えております。勿論、審議の結果にもよりますが、コーデックスにある形のもので、まずは取り込むということで検討したいと考えております。

したがって、先生の御質問ですと、木の実については直接消費するものと加工用のもの、それぞれについて考えていこうということでもあります。

◆**見上委員長** よろしいですか。

◆**廣瀬委員** それともう1つなのですが、現在の規制に加えてということですが、現在の規制は、実際は10ppb以下ですけれども、一応言葉上は不検出になっているわけです。今回、総アフラトキシンの規格基準を新たに加える。その中に、B<sub>1</sub>が入ってきて、アフラトキシンが不検出であるということと、総アフラトキシンの基準を決めるところで、若干そごができるのではないかと。言葉じりの問題なんですけれども、その点はいかがですか。

◆**國枝基準審査課長** 食品衛生法の6条では、有害有毒の食品は禁止しておまして、これについては、昭和46年にかび毒アフラトキシンの食品の取扱いということで試験方法が定められて、これが検出されたものについては違反になるという通知が出ております。その当時は、薄層クロマトグラフ法だったのですが、その後いろんな試験法が開発されて、非常に微量でも検出出来る形になりました。現在は、液体クロマトグラフィーとイムノクロマトグラフ法が通知で示されておまして、その試験方法で検体と標準液を比べる形となっています。その標準液がアフラトキシンB<sub>1</sub>で一応10ppbとなっております。

この通知はすべての食品について適用されますが、実際には、監視計画などでは特に問題がありそうな食品について重点的に調べています。

コーデックスでは特に汚染が問題になっているようなものについて個別に議論がされており、先ほどご説明したように、落花生、直接消費用の木の実、それから加工用の木の実

については、トータル、すなわち総アフラトキシンとしてコーデックス規格が既に定められていますので、これについても定めようということと致しました。その理由としては、 $B_1$ というのが一番、発がん性が高く、あとは $G_1$ というのがその10分の1くらいの発がん性があると言われていて、また、 $B_2$ 、 $G_2$ は、発がん性は認められておりませんが、体内で代謝されることで発がん性を示す可能性もあるということで、海外ではトータルで規制する形となっているということが1つ。

また、昔は、日本では $B_1$ の汚染がほとんどでしたが、最近は、先ほどもお話ししましたように、 $B_1$ よりも $G_1$ の汚染度が高いようなものも出て来ている。

さらに、国際的な流通品目については、規格基準を作っている国へは、それに合わせたものを輸出する形になっておりますけれども、そうでない場合には、その必要性がないこととなります。従って、国際的な流通品でコーデックスの規格があるものは、我が国も基準を作る必要があるだろう。そういった議論がされて、今回お願いしたものでございます。

◆見上委員長 よろしいですか。外に何かございませんか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、農薬2品目につきましては、農薬専門調査会において、また、かび毒総アフラトキシンについては、かび毒・自然毒等専門調査会において審議することといたします。

<p>(2) 食品安全基本法第24条第2項に基づく報告及び委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について</p>
---

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第24条第2項に基づく報告及び委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料2にありますとおり、厚生労働大臣から、9月5日付けで、食品衛生法第18条第1項の規定に基づく、器具及び容器包装のカドミウム及び鉛に係る規格の改正について、食品安全基本法第24条第2項に基づく報告及び食品健康影響評価の要請がありました。

引き続きまして、厚生労働省の國枝基準審査課長から説明をお願いいたします。

◆國枝基準審査課長 資料2を御覧いただきたいと思います。これは、食品衛生法第18

条第1項の規定に基づく器具及び容器包装のカドミウム及び鉛に係る規格の改正ということで、この資料2は報告とそれから食品健康影響評価の依頼という形で構成されております。

本件につきましては、昨年11月15日の当食品安全委員会において御説明をいたしましたけれども、このカドミウムと鉛に関する規格の改正を行うということで作業を進めておりましたが、これについて、そこに記載のとおり、本年の7月31日付けで、別添のとおり、規格基準の改正がなされましたので、まずは御報告をしたいということでございます。

これにつきましては、本来であれば、こういった食品衛生法に基づく規格基準を作成する場合には、あらかじめ食品安全委員会での御評価をいただいて、それに基づいて規格基準を作ることになりますが、食品安全基本法の中でも認められておりますが、ヒトの健康に悪影響を及ぼすことを防止し、または抑制するため緊急を要する場合であって、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがない場合には、これに従わないで規格改正を行うことができるようになっております。ただし、その場合には、食品安全基本法に基づいて、そういったものについての施策を策定した後、相当の期間内に、その旨を委員会の方に御報告をして、委員会の御意見を賜らなければいけないという形になっておりますので、今回御報告するものでございます。

最初のページとその裏のページが、今回、規格基準について改正した内容になります。詳細については、のちほど御説明します。

次に、「食品健康影響評価について」という題が付いているものでございますけれども、それについて御説明をしたいと思います。

そういうことで、既に規格基準については制定しておりますが、これについては相当の期間内に食品安全委員会の方に御意見を聴くということになっておりますので、食品安全基本法第24条第2項に基づいて意見聴取を求めるものでございます。

内容としましては、先ほど御説明しましたような部分の規格基準を改正したということで、1つは、規格基準の中の第3のAの器具若しくは容器包装又は原材料の一般規格の鉛含有量等に関する改正ということと、第3のDの器具若しくは容器包装又はこれら原材料の材質別規格ということで、ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装のカドミウム及び鉛の溶出量等に関わる改正ということになります。

次のページからが、実際の改正を行ったものについての新旧対照表になります。

最初の上の段の部分第3Aということでございますが、これは器具又は容器包装の製造又は修理に用いられる金属製の原材料の一般規格について、既に流通している製品の原材

料などを参考にし、鉛の含有量に関する規格値を引き下げたものでございます。

具体的には、まず金属製の原材料の鉛の含有量の規格値の引き下げということですが、メッキ用スズについては、5%から0.1%。食品用の器具若しくは容器包装の製造又は修理用の器具については10%のものを0.1%。ハンダについては20%から0.2%にそれぞれ引き下げております。

次に、これらの規格の適用の対象の明確化ということですが、メッキ用スズ、それから製造又は修理用の金属及びハンダのいずれも、食品の接触する部分に使用されるものが規格の適用対象であるということ、従来そこは明示されていなかったんですが、これを明確化したということ。

3番目としては、缶詰の外部に用いるハンダに係るただし書きの削除ということ、従来はサニタリー缶及びサニタリー缶以外の缶の外に用いるハンダについては、ただし書きにおいて例外的に高い含有量規格が設定されておりましたが、我が国において缶詰用の缶について、既に鉛関与のハンダを使用されていないことから、これを削除しております。

次に、Dの部分になりますけれども、これは器具・容器包装又はこれらの原材料の規格の中のガラス製、陶磁器製、又はホウロウ引きの関係の部分でございます。

この改正としましては、まず材質ごとの規格の設定ということ、これについては従来3つの材質に共通の溶出規格が定められておりましたが、今回、ガラス、陶磁器及びホウロウ引きの材料別に規格を設定したところでございます。

容量区分の変更というものを行っております。

もう1つ、加熱調理用の器具の区分の施設という形のものを行っているということで、実際の規格の概略については、めくっていただいたところの表2に第1欄、第2欄、第3欄と書いてございますけれども、具体的にはここに記載のような形で区分がされてそれぞれに規格基準化が定められています。これは深さが2.5cm以上のものです。

次のページ、深さが2.5cm未満の場合については、そこに記載のような形で区分されたような形で、規格基準を定めているところでございます。

以上のような改正を行っております、これについては本年7月31日に、告示を改正したということで、これから適用されることとなりますけれども、来年の7月31日までに製造される、あるいは輸入されたものについては、従前の例による経過措置が認められております。

以上でございます。

◆見上委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、器具・容器包装専門調査会において審議することといたします。

國枝基準審査課長、どうもありがとうございました。

### (3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬2品目及び遺伝子組換え食品等1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了いたしております。

まず、農薬2品目につきまして、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料3-1、3-2に基づいて御説明いたします。

まず、資料3-1、「アセキノシル」の食品健康影響評価の結果でございます。

評価書の3ページ、「審議の経緯」にございますように、本農薬につきましては1999年に初回農薬登録をされております。

その後、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、2005年には、暫定の残留基準値が設定されている農薬でございます。

今回の評価の要請でございますが、2007年6月に、農林水産省から厚生労働省へ適用拡大の申請がございまして、これを受けまして、2007年7月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして2回審議をいただきまして、その評価書(案)につきましては、本年の7月31日から8月29日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

その結果でございますが、最後の「参考」のところに記載がございまして、期間中に御意見・情報はございませんでした。

資料3-2、「ピリブチカルブ」の食品健康影響評価の結果でございます。

同じく3ページの「審議の経緯」に記載がございますが、本農薬につきましては、1989年11月に初回農薬登録をされております。

今回の評価の要請でございますが、2003年7月に、厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請がございました。

その後、2007年7月に、農林水産省から魚介類につきまして基準値設定の依頼がございまして、これを受けまして、2007年8月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、6回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきましては、本年7月31日から8月29日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったところでございます。

その結果につきましては、後ろから2ページ目の「参考」のところに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

なお、最後のページでございますが、御意見の募集を行っている間、事務局の方におきまして、評価書の点検をいたしまして、文言の修正を行っております。

以上、2品目につきましては、専門調査会の審議結果をもちまして、関係機関へ通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本2件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、

「アセキノシルの一日摂取許容量を0.022mg/kg体重/日。

ピリブチカルブの一日摂取許容量を0.0088mg/kg体重/日と設定する。」

ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 続きまして、遺伝子組換え食品等1品目について、説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料3-3に基づいて御説明いたします。

本品目は、「遺伝子組換えトウモロコシ」でございます。

評価書の1ページ、「審議の経緯」に記載しておりますように、本遺伝子組換えトウモロコシにつきましては、既に1回、食品安全委員会において御評価をいただいているものでございます。その結果につきましては、昨年8月に、厚生労働大臣の方へ通知をされているものでございます。

今回の評価の要請は、第2版関係ということで、2008年4月でございますが、厚生労働大臣より食品健康影響評価について要請があったものでございます。

この要請でございますけれども、4ページの「はじめに」にも記載がございますけれども、本年4月、厚生労働省より、導入遺伝子の近傍配列について、前回提出した資料の塩基配列と相違が認められたため、改めて安全性の評価を依頼してきたものでございます。

遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、1回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきましては、本年の8月7日から9月5日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

この結果につきましては、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがって、専門調査会の審議結果をもちまして、関係機関の方へ通知したいと考えているものでございます。

なお、評価書の記載についてでございますが、3か所ほど修正をさせていただきたいと思っております。

まず、3ページの「要約」でございます。

「I はじめに」の2行目のところでございますが、「食品の安全性の審査に係る」というところでございますが、ここの「審査」を削除させていただきまして「食品の安全性に係る」と修文をさせていただきたいと思っております。

4ページ、「I. はじめに」のところを、先ほどと全く同様に、2行目の「食品の安全性の審査」の「審査」を取る。

それから、次のパラグラフの2行目「当該食品の安全性の審査」の「審査」を削除させていただく。

3か所修正をさせていただいた上で、関係機関に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、3か所の修正はありますが、それも含めまして、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断される。」ということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 ありがとうございます。

#### (4) リスクコミュニケーション専門調査会からの報告について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「リスクコミュニケーション専門調査会からの報告について」でございます。事務局から説明願います。

◆小平リスクコミュニケーション官 それでは、資料4に基づきまして、御報告をさせていただきます。と思いたいと思います。

リスクコミュニケーション専門調査会からの報告でございます。

1番表の紙に書いてございますように、食品安全委員会から、当面、専門調査会の方で審議を求められている5つの事項があったわけですが、その中の「リスクコミュニケーションの検証」及び「地方自治体との協力」というところに関連しまして、この後に付けてありますように、別添1と別添2の取りまとめを専門調査会で行いましたので、報告しますということでございます。

後ろの方の別添1の1枚ページをめくっていただきまして、若干、御説明をさせていただきます。と思いたいと思います。

これはリスクコミュニケーション専門調査会としてまとめました「意見交換会の実施と

評価に関するガイドライン」というものでございます。

この趣旨としまして、我々が今後このような意見交換会をするときに、これを使っていくということで、質の向上を図っていくために使いたいと思いますし、関係の地方自治体等の団体にも配付して、参考になるものとして今後寄与していきたいという形でございます。

内容につきましては、1ページめくっていただきまして、ガイドラインの策定に当たった経緯がありますが、1ページの「2」で食品安全委員会についてはリスクコミュニケーションの取組としてさまざまな取組をしていますが、特にこのガイドラインについては、意見交換会について課題が指摘されているので、それを取り上げたといったことが書いてございます。

3ページ、1番上、「本ガイドラインの利用に当たって」ということで、このガイドラインは食品安全委員会が、関係者によるリスクコミュニケーションの一環として行う意見交換会の設計、実施評価を行う際に活用するというので、今後、我々が実際にこれを活用していくという位置づけでございます。

4ページ、「II」から具体的なガイドラインの内容に入るわけですが、そこに絵が書いてございます。主だったところは、意見交換会などを設計するとき、関係者のニーズを十分に把握しましょう。それに基づいて、その目的、目標を、そして対象者を誰にするか。それに応じて規模をどうするか。メッセージはどのようなものを伝えていくのかなどを十分に検討し、企画設計をし、実施し、更にそれを評価して反省事項を次へフィードバックしていこうというのがこのガイドラインの中に記載されているものでございます。

13ページ以降は、それに関する「付属書」や、「参考資料」を後ろに付けさせていただいております。

35ページまでめくっていただきたいと思いますが、次から「別添2」というものがございます。これは、「『地方自治体との協力』における当面の取組方向」ということで、リスクコミュニケーション専門調査会の方で、今後どのようなことを具体的に食品安全委員会としてやっていったらいいかというアイデアを示していただいたものです。

我々としては、これを具体化していくとともに、地方自治体の方にも情報提供して連携強化に取り組んでいきたいと考えておりますけれども、具体的な内容を少々御紹介させていただきたいと思います。

1ページ、「II」に「検討の視点」というのがありますが、(2)、「国内

の津々浦々で国の施策に関するリスクコミュニケーションが効果的に展開されるとともに、地域のリスクコミュニケーションが自立的に展開されていくことが望ましい姿である」ということで、このような姿の実現に向けて、地方自治体と食品安全委員会の役割分担、人材の育成、そして、そのようなリスクコミュニケーションに用いるツールの提供などを中心に、当面取組むべき具体的な内容について検討を行ったということでございます。

「Ⅲ」には、連携強化の重要性が記載されております。

3 ページ、「Ⅳ」には、地方自治体においてどのようなことが課題になっているかということで、「(3)」の辺りに記載しておりますけれども、なかなかいい資料が入手できないとか、人の育成がなかなか難しい。

4 ページ、例えば意見交換会などをやるときに、講師の手配などで悩みがある。そんな課題が示されております。

これらを踏まえまして、「Ⅴ」で具体的な連携方策ということで、4 つほどの柱を掲げております。4 ページの下段の方になりますけれども、「(1)」、基礎的知識を普及するための情報とか資料の提供をきちっとやっていくべきだ。その際にはどのようなものを、どのような方にターゲットを当てて作っていくかなどが必要ではないか。

5 ページの上、「④」のところではありますが、先ほど御紹介しました意見交換会のガイドラインなども自治体に提供するなどして、ノウハウの共有化を図っていくということもここに載せております。

「(2)」としては、人材育成を引き続き行っていく必要があるということ。

「(3)」としては、リスクコミュニケーションにおいて共催とか地方自治体と、持っている情報の共有を図ることによって、我々の質の底上げなどをしていくことが重要ではないかということが言われております。

6 ページ、1 番上の「③」、リスクコミュニケーションに関する国と地方自治体の活動状況など、お互いに積極的に共有することが必要であるということで書かれております。

「(4)」では、リスク管理機関の地方組織との連携につきましても触れております。

これらを専門調査会の中では今後フォローアップしていくことになってきますが、我々としては、これをできるだけ具体化し、そして地方自治体との連携を強化していきたいと考えておりますが、これらの情報につきましては、来週、全国の自治体の連絡会議がございますので、このような情報を提供して、また皆さんと今後の活動について考える場にもしたいと思っております。

私からは、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

◆野村委員 資料の2番目の方の、地方自治体との協力ですが、5ページにリスクコミュニケーターがございませう。私は地方自治体の役割というのは大きいと思ひますけれども、このリスクコミュニケーターと、地方自治体との関係はどうなっておりますか。

◆小平リスクコミュニケーション官 現在、事務局の方で、このリスクコミュニケーター育成をするための講座といったものを開催してございまして、その講座に出られた方々が、今後の活躍の場も含めて、どのように活躍していくかということも課題になりますので、地方自治体と共催で開催させていただいております。

それは逆に裏返してみますと、地方自治体として、そのように育てた方々を自分たちの行政のシステムの中でどのように活躍する場面を想定しているかということも含めて、考えていった方がいいのではないかとございまして、そのような形にしておりますけれども、まだまだ課題が残っております。例えば5ページの下の方にあります「①」のところに書いてありますように、育成した方をリスクコミュニケーターとして積極的に活用していく場を、我々としても、もっともっと設定するような工夫をしていかなければならないと思っておりますけれども、自治体の中でそれぞれ方針がありますので、そこにうまく乗るような形で育てていくことが重要かなと考えております。

◆見上委員長 よろしいですか。外に何かありますか。

◆本間委員 後半部で、地方自治体といろいろなものを共有するとおっしゃいましたけれども、例えばどんなものを想定されますか。

◆小平リスクコミュニケーション官 それぞれの地域によりまして、いろいろな立地条件がありますので、リスクの感じ方なり、いろいろ違ってくると思ひます。地方自治体で行われた様々なリスクコミュニケーションにおける情報を我々としても受けて、どんな不安があるかというものも我々は情報を共有したいということで、そういったパイプ作りをしていきたいですし、逆に我々としては、我々が持っているような様々なソフトも含めた資

料とかをお互いに使えるような形にしていくという、お互いに連携が取れるような形を作  
っていきたいということが考え方の基本になっております。

◆本間委員 そうしますと、教育関係というのもこれに入るわけですか。

◆小平リスクコミュニケーション官 教育関係も若干入ってくると思いますが、5項目の  
審議項目というのが1番最初のページにあったと思います。別途この中に「食育」という  
テーマもございまして、学校との連携について、そういった食育の中でも検討していくこ  
とが必要だと思われまますので、そういったことについても、今後専門調査会の中で審議し  
ていく必要があると思います。

ただし、学校との連携につきましては、大変重要なので、見本的なアイデアを出してい  
くべきだということで、委員会内に設置した、リスクコミュニケーションの改善に関する  
プロジェクトチームでも検討を進めているところです。

◆本間委員 わかりました。

◆見上委員長 外に何かございませんか。よろしいですか。

#### (5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成20年8月分）について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成20年8月分）について」です。事務  
局より説明をお願いいたします。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元に資料5としまして、「『食の安全ダイヤル』に  
寄せられた質問等（平成20年8月分）について」という1枚紙を配付しておりますので、  
この資料に沿いまして御報告いたします。

平成20年8月、1か月間の問い合わせ件数は55件でございます。ちなみに7月の件数  
は71件となっており、これに比べて8月の件数は若干少なくなっております。

内訳を見ますと、件数が多いのは、「③食品一般関係」で33件となっており、そのう  
ち「衛生関係」が14件となっております。また、「②食品の安全性関係」の「化学物質系」  
が9件となっており、「①食品安全委員会関係」の「広報・ホームページ・メールマガジ

ン」が7件で続いております。

次に、問い合わせの具体的な内容を見ますと、「トランス脂肪酸について勉強したいので資料が欲しい」という質問が数件ございました。

また、中国国内でも中国産冷凍ギョウザを食べた人がメタミドホスによる中毒症状を起こしていたことに関連しまして、質問や意見が数件ございました。

また、「大学受験で食について論文を書いて提出するので、食の安全性についての資料があれば教えてほしい」という質問がございました。

次に、裏面の2ページでございますが、毎月、問い合わせの多い質問等について、Q & Aの形で取り上げておりますが、今回は、「我が国におけるBSEの現状に関する食品安全委員会委員長談話が7月31日に公表されましたが、BSE検査陽性牛と飼料規制の関係について詳しく教えてください」という質問を取り上げております。

これに対する答えといたしまして、「我が国ではBSE対策の一つとして、平成13年10月より飼料規制を行っています。この直後に生まれた1頭の牛を除き、飼料規制以降に生まれた牛にはBSE検査陽性牛は確認されておられません。

食品安全委員会は、平成17年5月に食品健康影響評価を実施しており、飼料規制や特定危険部位除去などの対策が実施された結果、と畜場でのBSE検査について、全頭検査を継続した場合も、21か月齢以上の牛のみの検査に変更した場合も、食肉のリスクはどちらも『無視できる』から『非常に低い』と推定できると判断いたしました。

評価を行ってから既に3年以上が経過しており、改めてBSE対策について考える参考にしていただきたいという考えから、『我が国におけるBSEの現状について』を取りまとめ、委員長談話とともに公表しました」という答えをしております。

報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載内容につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

## (6) その他

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「その他」ですが、「食品健康影響評価技術研究運営委員会委員の改選について」、事

務局より説明があると聞いていますので、よろしくお願いいたします。

◆**酒井情報・緊急時対応課長** それでは、お手元の資料 6-1 及び 6-2 に基づきまして、御説明いたします。

まず、資料 6-1 を御覧ください。運営委員会の構成でございますが、「研究運営委員会の開催について」とありますけれども、「第 2」の「1」の「(1)」の「②」の中に「専門委員のうち、次に掲げるグループの専門調査会に属する者各 1 名」とあります。これに基づきまして、立松専門委員は「ア」の化学物質系評価グループから、池上専門委員は「ウ」の新食品等評価グループから、当研究事業が発足した平成 17 年から 3 年間にわたりまして、御参画をいただいたところでございます。

本年 5 月 1 日に当委員会会合で決定をいただきましたけれども、平成 19 年度終了の食品健康影響評価技術研究課題、この事後評価をもちまして、研究運営委員会の委員を退かれるということになりました。

このため後任といたしまして、資料 6-2、新旧対照表がございますけれども、このとおり化学物質系評価グループから、化学物質・汚染物質専門調査会の千葉百子専門委員を、更に、新食品等評価グループからは、新開発食品専門調査会の及川眞一専門委員を研究運営委員会の委員に推薦したいと思います。これは資料 6-1 の方ですが、運営委員会の開催についての規定に基づきまして、運営委員会の専門委員を御決定いただくというふうにお願ひする次第でございます。

説明は以上です。

◆**見上委員長** どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、研究運営委員会の委員の改選につきましては、事務局案のとおり決定することによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆**見上委員長** どうもありがとうございました。

それでは、次の「その他」として、平成 20 年 7 月 31 日に公表した「我が国における牛

海綿状脳症（BSE）の現状に関する食品安全委員会委員長談話」の別添の資料について、事務局から一部変更があると聞いておりますので、よろしくお願いたします。

◆北條評価課長 それでは、資料7に基づきまして、御説明いたします。

表題につきましては、本年の7月31日でございますけれども、委員長談話として、資料と一緒に公表させていただいたところでございます。

その後、事務局におきまして、資料の内容について確認を行いまして、その中の一部の資料につきましては、ここに記載のように変更をさせていただきたいということでございます。

具体的に申し上げますと、添付しておりました資料のうち、「食品安全委員会で実施した評価のポイント（2005年5月）」という部分でございます。このスライドでございますけれども、2005年5月、国内対策の見直しの評価を行った結果につきまして、評価の内容を示したスライドでございました。

このスライドにつきましては、変更後のところにあるように変更したいということでございますが、その趣旨は、この評価書に記載をしております評価のプロセスを忠実に反映させた図に改めるということでございます。

国内対策の見直しのリスク評価につきましては、まず第1段階といたしまして、当時行われておりました飼料規制、SRMの除去などのBSE対策、これらが実施された結果、生体牛のリスクがどの程度であったかという評価を行っております。

それを踏まえまして、食肉のプリオンによる汚染度につきまして、全頭検査をした場合と、21か月齢以上のみ検査した場合のリスクを評価している。これが正確な評価のプロセスでございます。

したがいまして、そのプロセスと結果を忠実に反映させた変更後のスライドに改めさせていただきます。こういう内容でございます。

御説明は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明等につきまして、何かございますか。このように変更するということで、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、事務局から各方面への周知をお願いいたします。

引き続き「その他」として、事務局から報告事項があると聞いておりますので、よろしくをお願いいたします。

◆酒井情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料は８－１及び８－２に基づきまして「消費者安全情報総括官制度」について御説明申し上げます。

まず、資料８－１でございますけれども「消費者安全情報総括官について」とありますが、昨日開催されました会議におきまして、関係府省庁局長の申し合わせとして決定をしたわけでございます。

これは本年３月６日でございますが、本委員会で報告させていただいております中国産食品による薬物中毒事案の再発防止策の１つとして設置されました、「食品危害情報総括官」、この仕組みを製品、施設にも拡大いたしまして、広く消費者の安全確保に政府一体として取り組んでいこうというものでございます。

現在、法案が検討されております消費者庁の司令塔機能の先行実施という意味もございます。

「２．」にございますように、関係府省より１０名の「消費者安全情報総括官」が選定をされております。また、必要に応じまして、関係府省庁の担当官は追加できるという仕組みになっております。

業務といたしましては、「３．」にありますように、府省内での情報収集、情報共有を行うということ。また、適宜、連絡会議を開催いたしまして、平時から情報共有を図っていくこととなっております。

さらに、緊急時の対応が必要な事態が生じた場合には、国民生活担当大臣の下、総括官会議を開催し、情報の収集・分析を行うとともに、緊急の対応を講ずることとなっております。

緊急時の対応については、資料８－２の方でございますが、「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」のとおり、申し合わせて行っております。

この前文にありますように、基本要綱につきましては、食品等の摂取、並びに製品及び施設の利用を通じて消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する緊急事態が発生した場合の対応ということで、具体的な内容を定めたものでございます。

取り扱う事案ということで、「２」に定義をされておりますけれども、「（１）」、被害が重大である事案、その他社会的反響が大きい事案など、食品等の摂取並びに製品及び

施設の利用を通じて、消費者の生命又は身体に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある事案というふうに整理をされております。

「(2)」におきまして、緊急事態ということで、重要事案について、事案の性質が明らかでない場合、例えば犯罪性は否定できない場合とか、被害防止の方策が明らかでない、例えば省庁間の狭間に落ちるような事案であり、消費者の安全確保の観点から、緊急に政府全体として幅広く取り組むことが必要な事態と定義をされている次第でございます。

このように、今後は「消費者安全情報総括官」制度を活用し、平時から関係府省で情報共有を図りながら、政府一体として適切に対応してまいるということになります。

なお、昨日の第1回の会合におきまして、第1号の事案ということで、非食用の事故米穀の不正規流通米の件について検討いたしました。

農林水産省から御報告をいただいて、情報共有を図るとともに、関係府省における情報共有及び連携の強化ということを確認した次第でございます。

本日、農林水産省の方から、担当課長がお越しになっておりますので、事案の概要についての御説明を是非お願いしたいと思います。

◆**廣田消費流通課長** 農林水産省消費流通課長の廣田でございます。

資料に沿いまして、事故米穀の不正規流通の関係について御説明させていただきたいと思っております。

経緯を簡単に申し上げますと、8月22日及び27日に、福岡農政事務所の「食品表示110番」に私どもが工業用に用途を限定して売却した事故米が焼酎用などに横流ししているという通報があったわけでございます。

この事故米穀と申しますのは、その下の括弧にございますように、保管期間中にカビが発生したり、水濡れなどによって被害を受けたもの、あるいは基準値を超える残留農薬が検出されたものですが、いずれにしましても、用途を限定した上で売却しているものです。

「(2)」にありますように、その通報を受けまして、私どもといたしましては関係する部署への連絡をするとともに、関係先への立入調査等を行いまして、その製品の出荷自粛要請等を連携して行ってきたところでございます。

9月4日になり、社長が横流しの事実を認めたということで、どこに販売されたかはわからなかったのですが、翌5日に、本件について公表させていただきました。

同日に、三笠フーズを管轄する福岡県から、食品衛生法に基づく回収等の措置が行われたと承知をしております。

これまで私どもは三笠フーズに対しては、平成 15 年度以降約 1,800 トン弱の事故米穀を売却しています。その中で、カビ米と残留農薬基準値を超えたもの。また、その他と大きく分けると三つになりますが、カビ米の中にアフラトキシンが検出されたものが 9.5 トン、また、残留農薬の基準を超えたもの、メタミドホスですが 800 トンあったということでございます。

このため、このアフラトキシンが検出されたカビ米とメタミドホスの残留があったものに重点を置いて、流通ルートの解明をしてきたということになります。

その中で、アフラトキシンが検出されたカビ米、アメリカ、中国、ベトナム産につきましては、流通ルートがほぼ特定されてございます。

また、メタミドホスが検出された中国産もち米に関しましても、今、全力を挙げて流通ルートの解明に取り組んでいる次第でございます。

その中で、新たにわかったことといたしまして、この 2 つのもの以外に、アセタミプリドが基準値を超えるお米が、不正規流通しているということが判明し、それについても現在、調査をしております。

それとともに「(3)」でございますが、三笠フーズ及びその関連先の調査に加えまして、私どもが事故米穀を売り渡した 18 業者に対しまして、緊急の一斉点検を開始しています。

これまでの流れにつきましては、雑駁でございますが、以上です。

具体的にどのようなものを三笠フーズに売却したかということで、3 ページの細かい表でございます。上の方が新しい年度、下の方が古い年度ということでございます。まず、下の方からまいりますと、16 年度の中段に、カビ、アフラトキシン B<sub>1</sub> が 0.02ppm 検出されたものがございます。

また 18 年度、同じくカビ、アフラトキシン、アメリカ産 0.01ppm、390kg。

中国産が、0.05ppm、5.76 トンです。

それぞれのものがどうなっているかという、最後に申し上げた 18 年度に三笠フーズに売却しました中国産うるち精米、5,768kg につきましては、三笠フーズの倉庫において在庫として確認されております。

その上のアメリカ産、0.01ppm のアフラトキシンが検出されたもの 390kg につきましては、すべてが肥料になったと確認をしたところでは、

平成 16 年度に売却しておりますベトナム産のうるち精米、アフラトキシンが 0.02ppm 検出されたものですが、これは一部がサンプルとして酒造メーカーに行っておりますが、

それは実際には製品にならなかった。残りの部分が、酒造メーカー、焼酎メーカーさ2社に行って、それを原料として、製品に加工されたということがわかっております。

その外、メタミドホスが含まれているものがございます。これは平成18年度の下の方、「残農基準超過(メタミドホス)」と書いてあるものですが、暫定基準0.01ppmに対して、分析値は0.05ppmということでございます。

私どもが輸入したのは平成15年で、当時はまだ、ポジティブリスト制度が導入されていなかったということで、ポジティブリスト制度導入に備えまして、残留農薬検査をしたところ0.05ppmのメタミドホスが検出されたものですから、非食用に用途を限定して売却する。事故米として扱うという処理をしたものがございます。これが約800トンございまして、このうち約400トン弱が三笠フーズの倉庫において発見され、残りの400トンぐらいが転売されたのではないかと。その追跡調査をしておりますけれども、流通在庫として100トン強あり、合計で500トンあまりが在庫として、三笠フーズの倉庫及び流通在庫として確認できている。残りの300トン弱につきまして、全力を挙げて流通ルートの特定をしているところであります。

また、アセタミプリドが検出されたものについても、同様に流通ルートの解明をしているところでございますが、昨日、大臣の方から、一層督励して事に当たるようにという指示をいただいているところでございます。

以上雑駁に「①」を説明しましたが、次に「②」を御覧いただきますと、1枚めくっていただきましたものが「三笠フーズによる事故米穀横流しの流通経路」。ある程度流通ルートがわかっているものでございます。上段がメタミドホスの関連、真ん中はアフラトキシンが検出されたもの、これにつきましては先ほど申し上げましたように、ほぼ全量が特定されているということでございます。1番下では、アセタミプリドのものですが、今、流通ルートの解明中ということで、このアセタミプリドにつきましては、仲介業者を経て三笠フーズに売却されたものでございます。アセタミプリドの残留値でございますが、0.03ppmであったということです。

続きまして「③」で、緊急に一斉点検調査を行っている状況です。事故米穀を私どもから買い受けている業者に対しまして、全国一斉点検を行っております。その中で2社が限定した用途に反して、事故米穀を横流しした疑いがありましたので、昨日公表したものでございます。

2枚おめくりいただきますと、4ページですが、「(株)浅井による事故米穀の流通経路」というものがございます。愛知県にあります株式会社浅井は、私どもから事故米穀約

1,300 トンを買入れまして、これを工業用糊製品として加工し、売却するということがあります。一部はそうのように判断していたものの、メタミドホスが検出された中国産のもち精米について、ノノガキ穀販という取扱業者に売却をして、転売した疑いが持たれてございます。この流通経路につきましては、今、鋭意特定をしようと調査をしているところでございます。

1 番最後のページでございますが、太田産業、これも愛知県ですが、工業用糊原料として、用途を限定して私どもが売却したものを、肥料に加工したという疑いがございます。現在、鋭意調査をしているところです。

終わりに当たりまして、この事故米穀につきまして、どのように安全性について考えたらいいかということでございます。

まず、残留農薬の関係につきましては、メタミドホスが残留していた中国もち精米は 800 トンございまして、その検出された値は 0.05ppm だった。

また、アセタミプリドにつきましても、検出されたのは 0.03ppm で、厚生労働省の定める残留基準値 0.01ppm を超えますものの、メタミドホスが 0.05ppm 残留している米を、仮に体重 50kg の大人が 1 日 600g 玄米として食べ続けても、また、アセタミプリドが 0.03ppm 残留している米を、仮に大人体重 50kg が 1 日 110g 食べ続けても、いずれも ADI を超えることはないということで、健康には影響ないと考えております。

特にメタミドホスが検出されましたのは、もち米でございますので、もち米を 1 日 600g 食べるということは、通常では考えにくいと思っております。

次に、アフラトキシンの関係でございます。このアフラトキシンについては、先ほど来申し上げておりますが、在庫で特定したもの、肥料になったもの、残りが焼酎の原料になったということでございますが、このアフラトキシンが検出された米については、三笠フーズは、焼酎業者に転売する前に、洗浄及びとう精を行ったと言っており、カビたままの状態ではなく、ある程度きれいにしたものを原料として売却したということです。

2 点目として、一般的に焼酎を造るということを考えますと、原料に含まれるお米の割合というのは意外に少ない、1 割弱程度ではないかと考えられる。これは論文ということでございませぬけれども、専門家によりますと、アフラトキシンが蒸留後の焼酎に残留するという事は、その特性などから考えにくいのではないかと。また、その移行というものがあつたりしても微々たるものではないかということをおもは伺っております。

さらに、焼酎業者さんにおいては、三笠フーズの原料を使っているということが判明した場合には、製造過程にあるもろみを分離して保存する等しておられると伺っております。

最後になりますが、このアフラトキシンにつきましては、現在、鹿児島さんが製品の分析をしておられると伺っております。本日の午後にも公表の予定だと伺っておりますが、その結果を私どもとしても、注視している次第でございます。

非常に雑駁、下手な説明で恐縮でございますが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

◆見上委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告につきまして御質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

◆廣瀬委員 ただ今の説明で、安全性が1番懸念されるアフラトキシンについては、それほど心配はないのではないかなと理解しましたけれども、三笠フーズの説明では、汚染米を出荷する前にクリーニングしたということですがけれども、このクリーニング方法というのは、具体的にどういう方法なのか。

それから、このクリーニングによって、どれだけアフラトキシンが除去されていたのか。その辺の情報があれば、お教えいただきたいと思います。

◆廣田消費流通課長 クリーニングにつきましては、軽く浸漬して洗浄した。水に浸して洗ったようなこと。あと、軽く精米していたと聞いています。

そのような処理をすることが、アフラトキシンの残留とどう関係するかということは、恐縮ですが私の方は承知しておりません。

◆廣瀬委員 水に浸したりすると、かえってカビが増えるという気がするんです。これはクリーニングしたらすぐに業者に出したということですか。

◆廣田消費流通課長 米の段階では、軽く洗浄してすぐにとろ精をかけるというのは、ごくごく一般的なやり方のようにございまして、それをもってカビが増えるということはないようでございます。

◆廣瀬委員 焼酎の中のアフラトキシンを分析中ということですがけれども、結果が出次第、お教えいただきたいと思います。

◆見上委員長 外に何かございますか。

◆本間委員 今回の質問の続きになりますが、このような洗浄というか、この処理はかなり長い間、こういう業者の間で培われてきた技術に類するような可能性はありますか。

◆廣田消費流通課長 勉強不足で、私自身はよくわかりません。

◆本間委員 あと、実際にこういう政府の事故米を購入する業者のモラルと知識が問題だと思うんですけども、これは限定された業者だけが購入を申し出ることができるんですか。それともどなたでも希望すれば、このようなものを買い取ることができるんですか。

◆廣田消費流通課長 一定の要件、例えば経営的な問題であったり、事故品を扱う実績を持っていたり、実際にそういう施設があるかどうかということを資格審査した上で売却に当たっております。

◆本間委員 そうすると、こういう買い取りを申し出た業者の方々は、一定の湿度とか温度条件を保持する施設をちゃんと持っているわけですね。それとも簡単な湿度も温度も制御されない倉庫に山積みで置いてあるんですか。

◆廣田消費流通課長 私どもが保管している場合は、低温倉庫です。今回の三笠フーズの場合ですと、低温倉庫に保管していたと聞いております。

◆本間委員 そういう米の管理の知識を持っているのでしょうか。

◆見上委員長 外に何かございますか。よろしいですか。

◆長尾委員 アフラトキシンとかは洗浄すると量が減ると思うんですけども、その後の排水の方は、特段何かするんですか。

◆廣田消費流通課長 承知をしておりません。申し訳ございません。

◆見上委員長 外によろしいですか。

残留基準値を超えて検出された米穀が、食用に流通していたということは、量はともかくとして、食品安全の確保のための制度の根底を覆すという本当にゆゆしき事態であって、あってはならないことと考えます。

一方で、国民が過剰に不安を感じないように、科学者の立場から現状のリスクを冷静に分析するということも重要です。

危害要因のうち、アセタミプリドとメタミドホスにつきましては、暫定基準値を上回っているものの、幸い比較的低い濃度でした。

この2つの農薬について、食品安全委員会ではリスク評価を既に行い、毎日、一生涯食べ続けても健康に悪影響がない量である一日摂取許容量を決めておりますが、この値に比べても、事故米に含まれている農薬の量は十分に低いレベルなので、健康に悪影響が出る心配はありません。

このことについては、我々のホームページに詳しく掲載したいと考えております。

次に、危害要因であるカビ毒のアフラトキシンB<sub>1</sub>につきましては、鹿児島県庁においても調査をしているとのことですので、先ほど委員からのお願いがありましたように、調査結果が判明次第、報告していただくようお願いいたします。

さらに、今後の対応についてですが、農林水産大臣の指示にあるとおり、①流通ルートの解明、②事故米の販売先業者の一斉点検、③再発防止策の確立など、必要な対策を徹底して実施していただきたいと考えます。

また、事案の節目に、本日と同様に迅速な報告をしてください。

廣田消費流通課長、説明どうもありがとうございました。

◆野村委員 今回はおっしゃるように、健康に特段の被害は起こらない。しかし、これは幸いなことにそうであったと言っていいと思うんですけれども、場合によっては大きな事態になりかねないということもあり得ると思います。

食に対する信頼、消費者の信頼が大きく崩れているわけですから、是非リスク管理官庁としても、委員長が今おっしゃられたように、このゆゆしき事態を解消していただくために努力をしていただきたいと思います。

◆見上委員長 どうもありがとうございます。

この件について、外に何かありますか。よろしいですか。

外に議事はございますでしょうか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございます。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第254回会合を閉会いたします。

次回につきましては、9月17日及び18日に、三田共用会議所にて「食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化～みんなで守ろう食の安全～」を開催いたします。

この一環として、9月17日(水曜日)10時30分から特別委員会を開催し、EFSAの科学委員会及びアドバイザーフォーラムユニット長であられるディエン・リーム氏を交えて、この5年間の取組と、今後の課題について委員による意見交換を行う予定となっております。

通常委員会会合につきましては、再来週9月25日(木曜日)14時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

どうもありがとうございました。

以上です。